

東京税理士会の租税教育への取組みについて



長室副室長
高野清香 [武蔵野]

本会では昨年より租税教育の講師を教育機関等に派遣する事業を開始し、1年が経過し63件の租税教室を開催した。これを機にこれまでの本会の租税教育への取組みを振り返ってみたい。

1、東京税理士会の租税教育の位置付け

本会では、租税教育を通じて申告納税制度の維持発展に寄与することを、納税者又は国民への新しい社会貢献事業として位置付けている。租税教育を通じて申告納税制度の維持発展に寄与し、広く社会に向けて国民の信頼に応え、納税者の利便性を高めることが出来れば、申告納税制度と不可分の関係にある税理士制度の発展につながるものであり、平成14年6月の定期総会で承認された事業計画から広報室の事業に「租税教育に関する事項」が掲げられた。平成17年度の事業計画においても対外広報の一環として「国民に信頼される租税制度の発展に資するため、租税教育を実施する」ことが重点施策の一つになっていた。

2、東京税理士会の租税教育の目的

教育基本法の目的は「平和的な国家及び社会の形成者」として「自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成」を目指すことにある（教育基本法第1条より）。租税教育について言えば税制の仕組みを知り、役割を理解して、法律の定めに従って納税し、租税立法のあり方等について正しい判断力を持つ国民を育成することにある。

わが国の租税制度の基本である申告納税制度は、納税者自らの計算によって租税債務を

確定し、自らの納税によりその債務を履行する制度である。それには、納税者・将来の納税者の租税についての正しい知識と理解が不可欠で、そのための十分な教育が要請される。

また、税理士制度は、今日まで、税理士に納税者の代理人として極めて高い公共性と独占性を付与してきた。税理士法第1条には、税理士の使命として「納税義務の適正な実現を図る」と明記されており、税理士は納税者の代理人として日頃から納税者に接し、納税者の状況、実態を把握し、租税に関する法令を熟知し、あるべき税制について主張や提言をする専門的能力を有している。

これらのことから税理士は、租税教育のテーマである、税とは何か、なぜ税金を納めなければならないのか、税金がどのように使われなければならないかなど税の役割について、租税教育の一員として指導にあたることのできる適任者であると考えられる。

3、租税教育講師の養成とテキストの制作

統一的に一貫性を持って租税教育を継続していくために、本会が講師を養成し、テキストを制作することは重要なことである。

テキストについては平成16年12月に学習指導要領に準拠した高校生向け副読本「知っておきたい 税のはなし」の初版を発行した。

その内容は「日本における税の歴史」に始まり、「税金とは何か」「税金はどのように決められるか」「税金と財政」「さまざまな税金」「税金の仕組みと計算方法」「申告と納税」「税務調査と不服申立て」「納税者の権利と義務」と続き、「知っていますか？税理士のこと」「所得税の申告書の書き方」で終わっている。

。税理士が作るテキストとしての特色を生かし、高度な内容だがわかりやすいと大変好評で、実際の租税教室では中学生から社会人まで幅広く利用されている。これは東京都租税教育推進協議会が、高校生向け副読本の作成を中止しているためである（今後小学生向けと中学生向け副読本の編集に本会が参画する予定がある）。

本会は平成17年4月にこのテキストを都内の高等学校500校あまりに送付し、学校の授業で活用し、租税教室を開催することの働きかけを行った。このテキストは平成17年6月にデータを改訂した平成17年版を発売し、現在平成18年版の改訂作業を進めている。

講師養成については、平成16年12月に「租税教育講師養成及び派遣等に関する実施基準」を制定した。講師となる会員の要件について、税理士登録後3年以上を経過し、原則として登録時研修、税理士のための法律基礎講座、租税訴訟補佐人大学院研修いずれかを履修した会員で、本会が開催する講師養成研修を受けた者とした。講師養成研修は、平成17年5月には講師に現役の高校教諭を招き、さらに12月には会員講師による租税教育の実演を行い、平成17年度中に265名の講師を登録した。

4、租税教育推進協議会への参加と支部の役割

平成16年6月、本会は「東京都租税教育推進協議会」に賛助会員として参加した。租税教育推進協議会（租推協）とは、租税教育の推進のため、国税当局・地方自治体・教育関係者の三者で組織された団体で、関連団体を含めると全国に909設立（平成17年3月31日現在）されている。教材の作成、

研究会・セミナーの開催、租税教室の開催等を目的としており、税理士会が租税教育を行うに当たって租推協への参画は重要であった。

本会では、各支部に対し各地域の租税教育推進協議会に参画することと各支部の広報部等の事業計画に「租税教育」を掲げることがを要請している。これは、他会の例から見ても、支部が租税教育の普及に大きな役割を果たすためである。その一例として町田支部では、本会に先行して教育関係者と接触し、税理士が行う租税教育シンポジウム、「こども達の税サミット」等の行事を実施し、数多くの租税教室を開催してきた。町田支部が発行する冊子「租税教育かわら版」にその模様が掲載されている。

5、まとめ

学校教育における租税教育は、小学校、中学校、高等学校で納税の義務、役割、国・地方公共団体の財政等の授業をしているが、進学試験問題に取り上げられないため、必要な授業時間が確保されていないのが現状である。また、学校教員の多くは給与所得者であり、大多数が源泉徴収と年末調整で所得税の課税関係が完結するため、租税意識や納税者としての自覚を持ちにくい実情にある。租税制度の複雑化と相俟って、税務の専門家による租税教育の重要性がさらに高まっている。租税教育が東京税理士会の事業計画に正式に取り上げられたのは比較的最近のことであり、本会としての本格的な取組みはまだ始まったばかりであるが、その二一歩は急速に増している。今後の租税教育事業の展開にご期待いただきたい。